

西原町雇用サポートセンター活性化事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

求職者ひとりひとりに寄り添う形での就職支援を行うとともに、就職セミナーやスキルアップ講座などを定期的に開催し、ひとりでも多くの町民がなるべく町内で就業できるよう支援していく。

また、町内事業所に呼びかけて「町民雇用サポート隊」への加入を促進し、隠れた求人ニーズの掘り起こしを行い、町内企業の活性化を図りながら町民と企業の結びつきを密にするような求人サポートを行っていく。

(2) 業務名 西原町雇用サポートセンター活性化事業業務

(3) 業務内容 別紙「西原町雇用サポートセンター活性化事業業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書」に示す内容とする。

(4) 業務期間 契約締結した日から令和7年3月15日まで

2. 業務に要する費用(予定価格)

2,986,727円以内（税込み）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に本社を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいづれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 過去3年以内に、地方公共団体等が実施する就職相談窓口運営事業等の受託実績を有し、かつ、職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）第4条第7号に定める「職業紹介事業者」であること。コンソーシアムの場合は、構成員全体でこの要件を満たすこと。
- (3) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシ

アムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制に下にある団体でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (6) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを代表する。また、管理法人は、本業務を円滑に遂行するため必要な経営基盤及び管理能力を有することを要件とする。
- (7) コンソーシアムの構成員が、単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

4. 提出書類

I 参加申し出時

- (1) プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）

※西原町の入札参加資格登録がない場合は、下記の書類も提出すること。
定款、法人登記事項証明書、財務諸表、各税完納証明書、労働保険加入納付証明書、その他必要書類

II 企画提案書提出時

- (2) 会社概要(A4版任意様式)※1枚まで
- (3) 同等業務の実績(A4版任意様式)
- (4) 本業務の企画提案書(A4版任意様式10枚以内)
- (5) 見積書(A4版任意様式)

※詳細の費目に分けて作成すること。

5. 企画提案書の作成要領

- (1) 企画提案書はA4縦、横書き、左綴とする。図、表等については、必要最小限の範囲で、A3サイズの折り込みも可とする。(10枚以内)
- (2) 提案は基本的な考え方を文章で簡潔に記述すること。
- (3) 企画提案書の作成及び提出、提案協議に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は返却しない。

6. 募集から受託者決定までのスケジュール

(1) プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）の提出

令和6年4月5日（金）15:00まで

(2) 企画提案書等（会社概要、業務実績、企画提案書、見積書）の提出期限

令和6年4月8日（月）17:00まで

提出部数：5部

(3) 提出方法：持参（土日、祝祭日及び時間外は受けない。）または、郵送によること。郵送の場合は提出期限までに必着すること。

(4) 提出先：〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

西原町役場建設部産業観光課

TEL：098-945-4540（内3307） FAX：098-945-4580

7. 質問の受付

(1) 本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書を提出すること。

(2) 提出期限は令和6年4月4日（木）15:00までとする。

(3) 質問書の送信は西原町役場産業観光課までFAXにて行うこと。

8. 審査方法

(1) 町職員で構成するプロポーザル選定審査会を設置し、提案書につき業務仕様書の各項目の審査を行う。審査は提案書によって行い、プレゼンテーションは行わない。

(2) プロポーザルの提案者が1社のみである場合は、委員会に置いて選定事務を行う。選定事務は、全ての審査項目について各委員会の評価の合計点が6割以上であること等の採択基準を定める。

9. 審査項目

(1) 就職相談

ア 就職相談員が配置されているか

イ 相談内容や提供する情報は適切に計画されているか。

(2) スキルアップ講座

ア スキルアップ講座が適切に計画されているか。

(3) 就職セミナー

ア 就職セミナーが適切に計画されているか。

イ 就職セミナーの周知が適切に計画されているか。

(4) マッチング

- ア 求職者に対し適切な就職支援が計画されているか。
- イ 求人企業に対し適切な採用支援が計画されているか。
- ウ 職場定着まで適切なフォローアップが計画されているか。

(5) 求人情報の掘り起こし

- ア 求人情報の掘り起こしが適切に計画されているか。

9. 審査結果の通知

審査後ただちに、文書にて通知する。なお、選定経過については公表しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

10. 提案者の失格

- (1)提出期限を過ぎて企画提案書は提出された場合。
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3)会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められた状態に至った場合。
- (4)審査に公平性を害する行為があった場合。
- (5)前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等委員長が失格と認めた場合。